

気まぐれ通信12号

眞砂優希行政書士事務所 |

<https://masago-office.com>

2025年の報告と 2026年の展望

眞砂優希行政書士事務所
千葉県千葉市美浜区高浜4丁目5番1棟
206号
TEL:070-4749-5898
Mail:info@masago-office.com

クイックチェック

- ◆憲法改正について見る
- ◆行政書士試験対策：国家賠償法2条を見る
- ◆デジタル財産の搜索

まえがき

ものすごく久々になりました気まぐれ通信 1 2 号。

当初の予定は「相続の業界はいまどうなっている！？」でしたが、本誌（誌！？）もより充実した内容で自らの見解も示していこうとのことで、装い新たに 1 2 号がスタートしました。

スマホやタブレット、紙でも読みやすいように文字を大きくし、内容も難しすぎなく、ライトな内容だけど充実してる。そんな内容を目指していきます。

近況ではございますが、筆者の故郷では 2025 年の 11 月にデマンド交通の実証運行が開始されることになりました。デマンド交通とは、利用者の予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のことです。運行本数や予約方法、利用方法などは不便さが残るものの、完全に空白地帯となったエリアに安価な（エリア内なら一律 500 円）交通手段が復活したことは大きな一歩でした。

教訓として言えるのは「市議会議員」「市町村」などには遠慮なく意見・要望を投げつけることです。そして町内回覧板にはこれでもかというくらい意見を書く。

地方の問題解決にはとにかく勢いです。住人の熱が冷めきらないうちに事を進め続ける。深刻さの当事者意識を持ち続け、持たせ続けることです。

そして行政を動かすにはやはり早くても 3 年はかかるということです。今後、公務員や議員の「質」と「量」は低下していくかもしれない中であってはもっとかかるかもしれない。予算もより足りなくなるかもしれません。

地方自治にとって大事なものは「レファレンダム」「イニシアチブ」「リコール」です。これ以上の武器はありません。

なにかの参考になれば幸いです。

2025年の報告と

2026年の展望

2025年も当事務所には様々なご相談がございました。
さまざまな経験を積むことができました。

他にも地域交流イベントに司会として参加したことなどもありましたが、年末に大きい出来事として「祖母の脳梗塞発症」がありました。

これは行政書士業務ではないのですが、身内のことに関してはすべてを預かる私としては、これまた勉強になる経験をしました。その顛末については当事務所ホームページ「気まぐれ通信（コラム）」にて報告してありますので、お時間あるときにご参照ください (<https://masago-office.com/blog/>)

ここで当事務所としての課題は、専門範囲をもう少し広げるということです。当事務所では種苗法、著作権、宗教法人、NPO認証を専門と謳っていますが、実際のところ、車庫証明、終活、規則関係、調査から様々な書類作成についてのご相談をいただくようになりました。

あえてニッチな分野に向かって2年となりましたが、一個くらいは王道業務を扱えないとよろしくないのではないかと感じています。とはいえ、近年においては1個の許認可だけで終わるようなものではありません。たとえば言えば、今年の貨物自動車運送事業法の改正についてまわった問題が廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）における収集運搬許可を有する業者（一般廃棄物収集運搬業者など）の扱いです。

貨物自動車運送業法と廃掃法は目的を別とするものですから、必ずしも一般廃棄物収集運搬業者に貨物自動車運送事業法上の許可も必要とは言えません。許認可は事業者にとって負担にもなりますから、なんでも許認可を取ればいいというわけではありません。

けれども、実態として、運送部分に対価があるかとか、契約上はどうなっているのか、実態としては運送が業として行われていないかなどのチェックポイントがあります。実際のところ、自社運搬、つまり、自前で廃棄物処理施設をもっていて、そこに運ぶだけ。という風にしていたとしても、ここは実態判断されるものと言わざるを得ないので、自社運搬だからという理由だけで貨物自動車運送事業法上の許可は不要とも

言い切れないところがあります。

このように、一見すると別々の許認可のように見えても、実は繋がり得るということがあります。

他にも、様々な事情から、行政書士だけで完結できない問題もあります。許認可の部分は行政書士でもその前後の部分において土地家屋調査士や司法書士が別途関与しなければならないこともあります。特に、土地境界が微妙な状況ですとか、実は相続全体が決着していないので、届出するべきところに届出できないといったこともあります。

やはりとして多くある相談が「この場合、行政書士でもできるんですか？」というものです。たいていは、土地家屋調査士、司法書士にご相談ください。という答えになるのですが、どの場合が行政書士でどの場合が司法書士で、どの場合が土地家屋調査士なのかは、実際のところあまり周知されていないようです。

中には悪いことしている行政書士もいるようですが、そういうことはあってはならないと思います。

そこで筆者は、司法書士受験に挑むべきかなあ、とか、将来的にはある程度一貫したサービスを提供できる体制を構築できたらなあと考えることもしばしばございます。

受験生の方や、合格者の方は、いわゆる「士業」の方をXなどで目にするのが多いので「どこにでもいる」と思いがちかもしれませんが、実際のところ、場所によっては足りません。

士業も商売ですから、人のいるところ、アクセスのいいところに集中しやすくなります。ちょっと郊外に出ると、実はあるようでないのが士業ではないでしょうか。その分を補っているのが、実は役場とか社協（社会福祉協議会）だったりするのかもしれない。

ぶっちゃけたところ、役所の人員も満足ではなさそうです。わたしはNPO法人の副理事長を務めている立場で様々な手続きを法人役員として行うこともあるのですが、前に比べて時間がかかるようになったような気がします。

実際に役所窓口、警察署も今年にに入ってから窓口の時間が短縮されています。あと30分長いとなあとは思いますが、公務員の方も一人で多くの仕事を抱えているのですから、窓口を早く閉めきって、その分、出された書類の確認作業等を行いたいものでしょう。それによって申請者に可能な限り応答できるのかもしれない

せん。

最近では「AIでできる」とのことで、AIで作成した書類を持ってくるという話も聞きます。

基本的に、官公署に出す書類は、形式的審査主義なところがありますが、形式審査には強弱があります。認証主義、許可主義でその強弱は異なります（その対比として準則主義があるものの）。

土業においてもAIを使用することはこの先必須となるものとは思いますが、AIを使う以上はセキュリティ、情報管理の点の注意というの也有ります。やはり土業というのは地道に一個一個点検しながら手続きを進めるものですから、AIに丸投げというより、AIによって自分の処理能力を上げる、強くする、というのが本来の用途ではないでしょうか。機械が人間の身体能力等を倍以上にさせているのと同じです。あくまで拡張してくれるもの。という意識は必要と思います。

2026年の展望ですが、以上に掲げましたように、専門範囲を少し広げること、ニーズを掴むこと、誠実であり続けることが必要と考えています。

変わるべきところと、変えないでい続ける。この2つが重要です。

ホルムズ海峡の影響や災害などの影響も懸念されますが、これまで、成人してからは、サブプライムローンショック、リーマンショック、東日本大震災、コロナ渦など様々な「ショック」を経験してきました。この先どのような波が来るかはわかりませんが、地道にコツコツ着実に、地域のために頑張っていきたいと思います。

行政書士業務の勉強も含め、精進していきます。

憲法改正について見る

世の中では、昨今の世界情勢から憲法改正についての話題を聞く、見るが増えてきたように思います。

例えば「緊急事態条項」のためですとか、「自衛隊をしっかりと明記するべきだ」といった、安全保障上の問題からおっしゃる方や、「婚姻制度を改めるには憲法改正」という方、「そもそも現憲法が違憲（いわゆる明治憲法に反してる）」といったご意見を伺うこともあります。

個人的に思うのが、憲法改正の話題が先行して、憲法改正手続きについてはあまり注目がいてないのでは・・・という点です。

ざっくりと、「投票」については「国民投票」と「公職選挙法」による投票があります。公職選挙法は、議員を選ぶ方の投票です。

では、国民投票法について簡単に見ていきましょう。

国民投票法とは、平成19年（2007年）5月18日に、「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」が公布され、同法の一部を改正する法律が平成26年（2014年）6月20日に公布・施行されました。これは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするための手続きを定めた重要な法律です。

日本国憲法第96条では、憲法改正の手続きについて、「国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とする」と定められています。

この憲法改正のための国民投票に関する手続きを定める「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」が、平成19年（2007年）5月14日に成立し（5月18日公布）、平成22年（2010年）5月18日から施行されました（同法の一部を改正する法律が平成26年（2014年）6月20日に公布・施行）。

これにより、日本国憲法の改正について、国民の承認にかかる投票（国民投票）が、国民によって直接行えるようになりました。

国民投票の投票権は、年齢満18歳以上の日本国民が有することとされています。

憲法を改正しようとするときには、国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査された後、本会議に付されます。両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

また、憲法改正の発議をした日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に国民投票が行われます。

憲法改正のための国民投票のおおまかな流れは、以下のとおりになります。

(1) 憲法改正原案の発議

法律で定める一定数（衆議院100人以上、参議院50人以上）の国会議員の賛成により、憲法改正案の原案（憲法改正原案）が発議されます。

(2) 憲法改正の発議

憲法改正原案は、衆議院憲法審査会及び参議院憲法審査会で審議され、衆議院本会議及び参議院本会議にて3分の2以上の賛成で可決されます。両院で可決した場合は、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

(3) 国民投票の期日

国民投票の期日は、憲法改正の発議をした日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に国民投票が行われます。

(4) 広報・周知

憲法改正案の内容を国民に知ってもらうため、国民投票広報協議会（各議院の議員から委員を10人ずつ選任）が設置されます。憲法改正案の内容や賛成・反対の意見、そのほか参考となる情報を掲載した国民投票公報の原稿作成、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨の作成、憲法改正案などを広報するためのテレビやラジオ、新聞広告などを行います。

また、総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市町村の選挙管理委員会 は、国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関して必要な事項を国民に周知することとされています。

(5) 国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。政党やその他の団体、マスコミ、個人などが、一定のルールのもとに「国民投票運動」を行うことができます。例えば、投票期日14日前からは、国民投票広報協議会が行う広報のための放送を除き、テレビやラジオの広告放送は制限されます。

(6) 投票

投票は、国民投票にかかる憲法改正案ごとに、一人一票になります。投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字が印刷され、憲法改正案に対し賛成するときは賛成の文字を囲んで「○（丸）」の記号を書き、反対するときは反対の文字を囲んで「○（丸）」の記号を書き、投票箱に投函^{とうかん}します。また、選挙の投票と同じく、期日前投票（投票期日前14日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

7) 開票

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数（賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数）の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなり、内閣総理大臣は直ちに憲法改正の公布のための手続きを執ります。

（8）結果を官報で告示

国民投票の結果を官報で告示します。

（以上、政府広報オンラインより）

次回は、より具体的に「投票」についてみていきましょう。憲法改正、実は大変な作業になります。というのも「投票は、国民投票にかかる憲法改正案ごと」というこの点です。

もし、どこかの政党が「全条文改正！」と言い始めて、実際に国民投票に・・・となったら、はたして投票会場は、投票箱の数は・・・！？という、現場の問題があったり。

国家賠償法（以下、国賠法） 2 条 1 項は、国または公共団体の営造物責任について定めています。

条文を見てみましょう。

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

公の営造物の設置、管理は、公の目的に従い支障のないように公の営造物を供するという非権力的な性格の事務です。

国賠法の制定前は民法 7 1 7 条の規定が適用されていました（徳島遊動円棒事件 大判大正5.6.1）。

国賠法は、道路や河川のように土地の工作物とはいえない領域についても救済をはかるために特に営造物の規定を置いたものと考えられています。

・公の営造物とは

公の営造物とは、公物と基本的に同じで、国または地方公共団体によって直接公の目的に供される個々の有体物を言います。国または地方公共団体が事実上の管理をしている場合にも、国賠法 2 条 1 項の適用があります。

公物には「公用物」と「公共用物」がありまして、公用物はザックリいうと庁舎とか。行政活動に用いられる施設と考えてください。

一方、公共用物は、一般の利用者のために提供されている施設です。道路、河川、公園などです。

公物はさらに「自然公物」と「人工公物」に分けられます。自然公物は河川のようなものですが、人工公物は人に手によって作られて「供（公）用開始」によって公物になりますから、国賠法 2 条 1 項を適用する場合には用が供用開始されているかも重要です。

国賠法 2 条 1 項をめぐる判例

- ・高知落石事件（最判昭和45.8.20）
- ・防護柵転落事件（最判昭和53.7.4）
- ・港湾転落事件（最判昭和55.9.11）
- ・テニスコート審判台転倒事件（最判平成5.3.30）
- ・赤色灯事件（最判昭和50.6.26）
- ・87時間事件（最判昭和50.7.25）
- ・大東水害事件（未改修の河川の事例 最判昭和59.1.26）
- ・多摩川水害事件（改修済み河川の事例 最判平成2.12.13）
- ・鬼怒川水害事件（2015年9月に発生した水害。係争中だが、過去の判例が出てくる）
- ・大阪空港事件（最大判昭和56.12.16）
- ・国道43号線事件（最大判平成7.7.7）

デジタル財産の検索

デジタル財産とはなにか。実は特に法律上の定義はありません。ただ、世間一般的なイメージでいうと、暗号資産とか、電子マネー、ネット銀行、ネット証券などです。ほかにもデジタルというとSNSのアカウントやサブスクなどもあたりしみますね。

この先、相続手続きにおいてはこれら「デジタル財産」の検索と処分が大変になるのではないかと思います。

例えば、ネット銀行ですと、本人のスマホかPCで管理しているものと思います。通帳がまずありません。これは、なんとかキャッシュカードを見つけるのが1番かもしれません。

そこで、遺言書とか終活ノートなどの何かしらの書置きもなく、突然・・・となった場合、どうやって把握すればよいのでしょうか。そもそもスマホやPCのロックを解除するというところがまず第一の関門になりそうです。

また、相続のほか、離婚の際の財産分与などでもデジタル財産のあるなしでいろいろ変わってくるものがあるのではないのでしょうか。

デジタル財産の難しい点は、ここ、スマホやPCに残された人がアクセスできるかどうか。そしてアクセスした上で発見したところで、こんどはそのデジタル財産へのアクセスについて「規約上」どうなっているかという点です。

デジタル財産をお持ちの方は、エンディングノートくらいは備えておいた方がいいかもしれません・・・。

あとがき

久しぶりの気まぐれ通信、ありがとうございました。
次週発行日は未定ですが、特集は「相続業界の今」になるかもしれませんし、気まぐれ通信というぐらいですから、気まぐれにテーマが変わっているかもしれません()。

行政書士をより身近に感じていただければと思います。ただ、時勢柄、相談料などは改定させていただくことになりました。これはどこの士業事務所様でも同じと思います。ほんの数分で終わるようなご相談や、事情のあるもの(生活保護など)はもちろん料金はいただきませんが、基本的には今後は無料相談というのは行うことができません。

今後もよろしくお願いいたします。

当事務所のX(旧Twitter)、Instagramも開設しています。Xのほうはやや放置気味ですが、Instagramは地道にやっています。お時間あれば覗いてみてください!



@MASAGO.OFFICE





眞砂優希行政書士事務所

主な取扱分野

品種登録・著作権(著作物裁定申請、未管理著作物裁定など)

NPO法人関連手続き

宗教法人関連手続き

墓地埋葬法関連

車庫証明

相続手続き支援

遺言書作成支援

地域振興:団体・事業制度面支援

内容証明作成

HP: <https://masago-office.com/>

千葉県千葉市美浜区高浜4丁目5番1棟206号

Copyright 眞砂優希行政書士事務所 All Rights Reserved.